剣淵町農業委員募集要領

1 募集人数

- · 農業委員 12人
- ・ 農地利用最適化推進委員は募集しない(募集しない理由は別記のとおり)

2 任用期間

令和5年7月20日~令和8年7月19日まで(3年間)

3 身分

剣淵町の特別職の非常勤職員

4 業務内容

- (1) 農地法等によりその権限に属された事項に関すること
 - 農地の権利移動及び転用許可に関する業務
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関すること
 - ・ 担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消・新規参入の促進に関する業務
 - ・ 上記の目的達成に向けた現地での調査、指導及びパトロール等、月1回程度の会議

5 委員の要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方で、次のいずれにも該当しない者

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 剣淵町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団関係事業者

6 募集の周知方法

- (1) 広報けんぶち3月号に掲載(予定)
- (2) 町ホームページに掲載(3月掲載予定)

7 推薦及び応募の手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、(3)の添付書類を添える

- (1)推薦及び応募様式
 - ・ 個人が推薦する場合(地域の農業者等3名による推薦)及び法人または団体が推薦 する場合(農業者等が組織する団体等による推薦)【様式第1号】
 - 一般募集に応募する場合(応募者本人による応募)【様式第2号】
- (2) 様式の入手方法
 - 農業委員会窓口に備えるほか、町ホームページでダウンロードできるようにする
- (3) 添付書類
 - ・ 推薦する場合は被推薦者の同意書及び承諾書
 - ・ 被推薦者または応募者の住民票(本籍および筆頭者の記載があるもの)

8 受付期間

- 令和5年4月14日(金)~5月11日(木)(中間公表4月下旬)
- 期間までに募集人員に満たない場合は、10日程度募集を延長する

9 委員の選考方法

- (1) 剣淵町農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに委員候補者の評価を行う
- (2) 委員会からの報告を受けた町長は、委員に任命する予定の者を決定し、議会の同意を得たうえで委員の任命を行う
- (3) 結果について、町ホームページで公表する

10 その他

受付期間の中間及び終了後に、町ホームページで以下の内容を公表する

- (1) 推薦者(個人) については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2)推薦者(法人及び団体)については、名称、目的、代表者または管理者の氏名、構成員の数および構成員の資格・要件
- (3)被推薦者または応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴および農業経営の状況
- (4) 推薦または応募の理由
- (5) 被推薦者および応募者の数とそのうちの認定農業者の数

11 問い合わせ先

剣淵町農業委員会事務局

【農地利用最適化推進委員を募集しない理由】

- ・ 農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている等の基準に該当する場合は、 推進委員を委嘱しないことができる(農業委員会等に関する法律第17条の第1項ただし 書)
- ・ 基準は区域内の農地の遊休農地率 100 分の 1 以下であり、かつ、当該区域内の農地利用 面積の担い手への集積率が 100 分の 70 以上であること (農業委員会等に関する法律施行 令第7条第1項)
- 剣淵町における遊休農地率
- 0.1% (令和4年11月末時点の報告値)
- ・ 剣淵町における担い手への集積率 94.8% (令和4年年3月末時点の報告値) よって、推進委員は募集しない